
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号
平成 28 年 5 月 16 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	高 良 正 幸

平成 27 年度行政監査の結果に対する措置について（公表）

平成 27 年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 27 年度行政監査結果に伴う措置状況について

1 共通指摘事項等について

基本指針の必要性について（要望事項）

本市においては、プロポーザル方式による随意契約についての全庁的な指針を定めておらず、上記で述べたように選定委員会の運営方法、審査基準の設定、公表の方法等に統一性がない。

プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要な遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されたい。

要望事項に関する措置

都市計画部契約検査課（現 総務部法制契約課）

プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、事務処理の適正化・円滑化が図れるように、基本的な事項を定める指針の策定に向けて、調査検討して参りたいと考えています。

2 事業別の指摘事項等について

こどもみらい部こども政策課

放課後児童クラブ舎貸付について（是正事項）

放課後児童健全育成事業において、小学校（那覇小、与儀小）に設置された児童クラブ舎を使用する団体をプロポーザルで募集し、那覇小においては、平成 26 年 9 月 24 日から、与儀小においては、同年 10 月 17 日から当該クラブ舎の使用を認めている。

しかし、募集要項には児童クラブ舎を行政財産として使用貸借契約を締結することと記載されているが、クラブ舎の財産の取り扱いに疑義が生じたため、国及び県との調整に時間を要し現在まで契約が締結されていない。

プロポーザルを実施するに当たっては、関係法令等に基づき、適切な契約事務を執行されたい。

是正事項に関する措置

那覇小学校、与儀小学校に設置された児童クラブ舎は、国、県及び

関係課との調整を進めた結果、普通財産の取扱いとした。当該普通財産は、那覇市公有財産規則第5条第5項第2号「引き継ぐことを相当としないものとして総務部長が定める普通財産」として、こどもみらい部（こども政策課）で管理を行うこととなった。それを踏まえ、募集要項に定めた使用貸借契約については、放課後児童健全育成事業を行う団体と使用開始の日（那覇小は平成26年9月24日、与儀小は同年10月17日）に遡り平成28年3月11日に締結した。

今後、プロポーザル実施にあたっては、関係法令に基づいた適切な契約事務の執行に努めてまいります。